

令和8年2月3日
財務部経理課

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立瀬田小学校改築給排水衛生設備工事)

1 契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築給排水衛生設備工事

2 相手方 東京都世田谷区南烏山四丁目4番15号
福吉・猿渡建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区南烏山四丁目4番15号
福吉設備工業株式会社
代表者 山下和美
構成員 東京都世田谷区喜多見一丁目21番13号
有限会社SK
代表者 猿渡啓二

3 契約金額 議決金額 324,632,000円
既定金額 335,905,900円
変更金額 339,732,360円

4 工期 令和8年2月27日

5 変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
②給水配管の撤去について、当初は別工事での施工を想定していたが、同時期に水道局の道路掘削工事があることが判明し、併せて施工することで効率化が図れることから、本工事に含めるため。

6 専決処分日 令和7年12月26日